

令和2年4月21日

保護者 様

喜多方市立第二小学校長 伊藤 博子

緊急事態宣言に伴う臨時休業のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府より緊急事態宣言が出され、全国一斉の臨時休業を要請されたことを受け、喜多方市においては、以下のような措置をとることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 臨時休業措置について

令和2年4月23日（木）～5月6日（水）までを臨時休業とします。

2 休校期間の過ごし方について

- (1) 基本的に自宅で過ごさせてください。不要な外出（塾、買い物、スポ少等を含む）を控えるようお願いします。どうしても、外出の必要があるときは、マスクを着用させる等、感染予防に努めるようお願いします。
- (2) 発熱等の風邪の症状が見られるときには、無理をせず静養させてください。
- (3) 感染が疑われる場合は受診ください。（裏面を参照）
受診後、陽性反応が出た場合には、必ず学校にご連絡をお願いします。
- (4) 規則正しい生活に心がけるとともに、各学年より配付される学習計画表をもとに、課題等に取り組むようにしてください。

3 その他

- 臨時休業中の連絡は緊急メール及びポータルサイトとなります。

【担当：第二小学校 教頭 鈴木 亮 TEL 22-0465】

【新型コロナ】「帰国者・接触者外来」と「帰国者・接触者相談センター」について

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kansenkangokango69.html>

感染が疑われる場合の受診方法

感染が疑われる方の医療機関受診の不安軽減や医療機関を発端とする感染症まん延防止のため、「帰国者・接触者外来」と「帰国者・接触者相談センター」を開設しています。

次の症状がある方は、まずは**帰国者・接触者相談センター**にご相談ください。帰国者・接触者相談センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

相談の目安

症状
風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方、妊娠中の方は、上の状態が2日程度続く場合などお早めにご相談ください。

感染が疑われる場合の定義 (相談の目安とは異なります)

1	症状	接触歴等
2	発熱または呼吸器症状	発症14日以内に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触をした者
3	発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	(1)発症14日以内に湖北省または浙江省の渡航歴がある者 または、 (2)発症14日以内に湖北省または浙江省の滞在歴のある者と濃厚接触をした者

※濃厚接触とは

新型コロナウイルス感染症が疑われる方と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方等

新型コロナウイルス感染症についての詳細は[こちらのページ](#)からご確認ください。

帰国者・接触者相談センター

感染が疑われる方は、医療機関を受診する前にご連絡ください。

県の対策や予防法などの相談については、福島県コールセンターや各保健所の相談窓口へご相談をお願いします([詳しくはこちら](#))。

平日の時間内の連絡先

受付時間は、平日、午前9時から午後5時までです。

会津保健所(会津保健福祉事務所) 0242-29-5203

時間外・土日祝日の連絡先

時間外については、上記電話番号におかけいただき、案内に従ってご連絡ください。

緊急携帯電話等での対応となります。

帰国者・接触者外来

医療機関名は非公表としています。帰国者・接触者相談センターで必要と判断した場合は、感染が疑われる方へお知らせします。

※ 受診手順を理解した上で受診していただくことで感染拡大を防止したいこと、通常の診療に支障を来さないようにしたいことから公表しておりません。

このページに関するお問い合わせ先

地域医療課 感染症

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎7階 Tel: 024-521-7238

Fax: 024-521-7926